（訳文）

東南アジア諸国連合及び協力三箇国における緊急事態のための米の備蓄制度に関する協定

東南アジア諸国連合（以下「ＡＳＥＡＮ」という。）の構成国であるブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国及びベトナム社会主義共和国（以下「ＡＳＥＡＮ構成国」という。）の政府並びにＡＳＥＡＮの対話協力国である中華人民共和国、日本国及び大韓民国（以下「協力三箇国」という。）の政府（以下これらの国を総称して「ＡＳＥＡＮ及び協力三箇国」という。）は、

千九百七十六年二月二十四日及び二千三年十月七日にインドネシアのバリでそれぞれ署名され、ＡＳＥＡＮ構成国が国の及び地域的な開発計画において協力して行動する旨を規定する第一ＡＳＥＡＮ協和宣言及び第二ＡＳＥＡＮ協和宣言を想起し、

千九百七十九年十月四日にニューヨークで署名され、緊急事態における要請に対応するためにＡＳＥＡＮにおける緊急事態のための米の備蓄制度を構築したＡＳＥＡＮの食糧安全保障のための備蓄制度に関する協定を想起し、

二千二年十月十一日にラオス人民民主共和国のビエンチャンで開催されたＡＳＥＡＮの農林大臣及び協力三箇国の閣僚による第二回会合における全ての参加者が、食糧安全保障を強化し、及び地域における貧困を撲滅するために東アジアにおける緊急事態のための米の備蓄制度（以下「ＥＡＥＲＲ」という。）を迅速に構築することを目的として、ＥＡＥＲＲの試験的な事業を開始することを決定したことを想起し、

さらに、ＥＡＥＲＲの試験的な事業が、ＡＳＥＡＮ及び協力三箇国による共同の努力、支援及び協力に基づき二千四年から二千九年まで実施されたことを想起し、

さらに、二千九年十月二十四日にタイのチャアムホアヒンで開催されたＡＳＥＡＮ及び協力三箇国の第十二回首脳会議においてＡＳＥＡＮ及び協力三箇国の首脳によって宣言された食糧安全保障及びバイオエネルギー開発についてのＡＳＥＡＮ及び協力三箇国の協力に関するチャアムホアヒン声明において、これらの首脳が、関連する国際機関と緊密に協調し、かつ、ＡＳＥＡＮ及び協力三箇国のそれぞれが行った約束並びに国際的な規則との適合性を考慮し、ＥＡＥＲＲの経験に基づいてＡＳＥＡＮ及び協力三箇国における緊急事態のための米の備蓄制度（以下「ＡＰＴＥＲＲ」という。）を構築する可能性を検討する旨述べたことを想起し、

さらに、二千九年十一月十一日にブルネイ・ダルサラーム国のバンダルスリブガワンで開催されたＡＳＥＡＮの農林大臣及び協力三箇国の閣僚による第九回会合において採択され、ＥＡＥＲＲの試験的な事業をＡＰＴＥＲＲの下における恒久的な制度に移行し、及びＥＡＥＲＲの試験的な事業が終了した後直ちにこれを実現する旨述べた共同新聞発表を想起し、

地域の諸国が、災害及び基本食糧（特に米）の生産の著しい変動に対して非常にぜい弱であり、よって、地域における食糧の供給の不安定性に対して非常にぜい弱であることを認め、

ＡＳＥＡＮ及び協力三箇国において食糧安全保障を保証することが、ＡＳＥＡＮ及び協力三箇国の全てが共通に有している目標であることに留意し、

集団的な自立の原則に基づきＡＳＥＡＮ及び協力三箇国の間で米の備蓄制度を構築することが、各国の経済的な強靱性並びにＡＳＥＡＮ及び協力三箇国の地域の経済的な強靱性及び連帯を強化することに寄与するものであることを強調し、

ＡＳＥＡＮ及び協力三箇国の制度上及び憲法上の要件に従い、他のＡＳＥＡＮ及び協力三箇国の政策を考慮した各国の米の備蓄に関する政策を調整する必要があることを繰り返し述べ、

世界貿易機関（ＷＴＯ）及び国際連合食糧農業機関（ＦＡＯ）の下での関係規則その他の国際的に認められた関係規則に適合するようにＡＰＴＥＲＲを実施する必要性を確認し、

ＡＳＥＡＮ及び協力三箇国が、地域における食糧安全保障を強化することを目的として、効果的に、かつ、協調して行動する必要性を再確認して、

次のとおり協定した。

第一条　定義

この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の定義を適用する。

ａ　「ＡＰＴＥＲＲ」とは、第三条の規定によって構築されるＡＳＥＡＮ及び協力三箇国における緊急事態のための米の備蓄制度をいう。

ｂ　「締約国政府」とは、この協定の効力が生じているＡＳＥＡＮ及び協力三箇国の政府をいう。

ｃ　「理事会」とは、第七条の規定によって設置されるＡＰＴＥＲＲ理事会をいう。

ｄ　「緊急事態のために特定された備蓄米」とは、一又は二以上の締約国政府の緊急事態における要請に対応するため第四条１の規定に従って任意に指定された一定量の米をいう。このように特定された量の米は、ＡＰＴＥＲＲの一部を構成する。

ｅ　「緊急事態」とは、極度かつ予想外の災害により、締約国政府が自国の備蓄によってその状態又は状況に対処することができず、かつ、通常の貿易を通じて必要な米の供給量を調達することができない状態又は状況をいう。

ｆ　「事務局」とは、第八条の規定によって設置されるＡＰＴＥＲＲ事務局をいう。

ｇ　「緊急事態のために貯蔵された備蓄米」とは、必要な場合には国際連合世界食糧計画（ＷＦＰ）その他の適当な国際機関又は非政府機関（ＮＧＯ）を通じ、ＡＰＴＥＲＲに対して現金又は現物（米）の形態で任意に贈与された米をいう。この緊急事態のために貯蔵された備蓄米は、緊急事態に係る準備を行うための緊急時の備蓄として使用されるものとし、ＡＰＴＥＲＲの一部を構成する。緊急事態のために貯蔵された備蓄米は、贈与国、支援を受けることが見込まれる国又は緊急事態のために貯蔵された備蓄米を任意に保管することを受け入れる国に保管される。

第二条　一般規定

１　締約国政府は、適当な場合には、食糧安全保障が種々の側面から、特に次のことを行うことにより、取り組まれる必要があることに合意する。

ａ　締約国政府の国における米の生産基盤を強化すること。

ｂ　米の収穫後の損失を防止すること。

ｃ　各国の米の備蓄に関する効果的な政策及び緊急事態における米の供給に関する要請に対応するための改善された措置を採用すること。

ｄ　米の価格の安定を促進すること。

ｅ　締約国政府の国において消費及び栄養（特に被害を受けやすい人々の消費及び栄養）を改善するための政策及び計画を採用すること。

ｆ　労働の機会（特に農村地域におけるもの）を増大させること及び所得（特に小規模な米の農業者のもの）を増加させること。

２　この協定のいかなる規定も、現行の及び将来における関連する条約その他の国際約束に基づいて各締約国政府が有する権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定の規定と関連する条約その他の国際約束の規定とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該関連する条約その他の国際約束の規定が優先する。

３　締約国政府は、自国の国内法令に従い、かつ、毎年の予算の範囲内で、この協定を実施する。

第三条　ＡＰＴＥＲＲの構築

１　締約国政府は、次のことに合意する。

ａ　緊急事態における要請に対応し、かつ、人道的目的を達成するため、ＡＰＴＥＲＲを構築すること。

ｂ　ＡＰＴＥＲＲに関連する全ての活動が、米の通常の国際貿易を歪めないこと。

２　ＡＰＴＥＲＲは、緊急事態のために特定された備蓄米及び緊急事態のために貯蔵された備蓄米から成る現物の備蓄の形態その他の備蓄の形態（例えば、現金又は現物で行われる将来の契約又は贈与）による地域の備蓄米によって構成される。